

国選付添報告書 (書式4-6① 2024.4月版)

弁護士 一般・スタッフ (登録番号 ) 提出日 年 月 日

少年	少年名		裁判所名	家庭裁判所	支部
	事件番号	年(少)第 号	選任日	年 月 日	
	調整	<input type="checkbox"/> 被疑者国選段階から担当			
	非行事実 (罪名・罰条)				
事件の種別	<input type="checkbox"/> 検察官関与なし(単独) <input type="checkbox"/> 検察官関与なし(合議) <input type="checkbox"/> 検察官関与あり				
追送致 (追送致書等があれば、写しを添付)	年(少) 号 非行事実(罪名・罰条) 年(少) 号 非行事実(罪名・罰条)				
終局日	年 月 日				
終局事由	<input type="checkbox"/> 保護観察 <input type="checkbox"/> 少年院送致 <input type="checkbox"/> 検察官送致(逆送) <input type="checkbox"/> 審判不開始 <input type="checkbox"/> 児童自立支援施設送致 <input type="checkbox"/> 知事又は児童相談所長送致 <input type="checkbox"/> 全部不処分 <input type="checkbox"/> 一部不処分 <input type="checkbox"/> 解任				
審判出頭日	立会時間 ※		審判内容 (該当するものにチェック)		
1	年 月 日	: ~ :	実質審理( <input type="checkbox"/> あり/ <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 決定言渡しのみ		
		①開廷予定 : ~ ②休廷( )分			
2	年 月 日	: ~ :	実質審理( <input type="checkbox"/> あり/ <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 決定言渡しのみ		
		①開廷予定 : ~ ②休廷( )分			
3	年 月 日	: ~ :	実質審理( <input type="checkbox"/> あり/ <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 決定言渡しのみ		
		①開廷予定 : ~ ②休廷( )分			
※①付添人の責めに帰すべき事由によらず開廷が遅れ、かつ、審判廷内等で待機していた場合には当初の開廷予定時刻を記載してください。 ※②休廷があり、休廷時間中に在廷の必要のない場合はその時間を記載してください。					
<input type="checkbox"/> やむを得ない事由により、付添人が実質審理期日に一度も出席しなかった。※下記①から⑥に該当する活動があればチェック。 (事由: )					
打合せ (終局決定後の打合せ、電話による打合せは除く)	裁判官との面接による打合せを行った。打合せ日( ) 家裁調査官との面接による打合せを行った。打合せ日( )				
試験観察	<input type="checkbox"/> 有 (報告書は試験観察が終わり、終局決定が出た時点で提出してください)				
環境調整	<input type="checkbox"/> 国選付添人の活動として、少年の就学先、就労先又は居住先を確保し、かつ、少年に対し保護処分に付さない旨の決定又は保護観察決定がなされた。				
特別案件	<input type="checkbox"/> 特別案件 ※前任の国選付添人が少年の暴行、脅迫等を理由に解任された事件に選任				
抗告申立書	<input type="checkbox"/> 抗告趣意を記載した抗告申立書を作成・提出した。(「抗告申立書の写し」添付)				
非行事実なし	詳細は別紙「特別成果加算(不処分)請求書」に記載				
示談等	詳細は別紙「特別成果加算(示談等)請求書」に記載				
遠距離接見等・出張	詳細は別紙「旅費等請求書」に記載				
謄写費用	詳細は別紙「謄写料請求書」に記載				
通訳人費用	詳細は別紙「通訳料請求書」に記載				
審判準備費用	詳細は別紙「訴訟・審判準備費用請求書」に記載				
その他	<input type="checkbox"/> 事件記録の閲覧又は謄写をすることなく、第1回審判期日に立ち会った。 <input type="checkbox"/> 第1回審判期日の前日までに、少年との面会、電話交通又は打合せを行わなかった。(□ただし、接見等の申入れを行った)				
第1回審判期日前に終局した場合					
【終局日】	年 月 日 ※下記に該当する活動があればチェック。チェックがない場合、活動なしとみなす。謄写料は1枚目から請求可。 <input type="checkbox"/> ①少年との面会、電話交通又は打合せを行った。 <input type="checkbox"/> ②記録の閲覧又は謄写を行った。 <input type="checkbox"/> ③記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討した。 <input type="checkbox"/> ④少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った。 <input type="checkbox"/> ⑤少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討した。 <input type="checkbox"/> ⑥少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討し、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をした。 ※①④⑤⑥にチェックをした場合、次に該当するときはチェック。 <input type="checkbox"/> 実際には面会又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。				

・ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。  
 ・また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合があります。  
 ・報告書提出期間(請求可能日から土日祝日・12/29~1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。  
 ・提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなる場合があります。